

令和7年度 新潟県立小千谷高等学校いじめ防止基本方針

◎本校では、全ての教職員が、いじめの定義を理解し、「いじめが起きにくい・いじめを許さない」学校づくりに向けて組織をあげて取り組みます。

◎いじめの定義（「いじめ防止対策推進法 第2条」より）

いじめとは、「児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係※1にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響※2を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているもの」とされている。

※1 「一定の人的関係」とは、学校の内外を問わず、同じ学校・学級や部活動の児童生徒や、塾やスポーツクラブ等当該児童生徒が関わっている仲間や集団（グループ）等、当該児童生徒と何らかの人的関係を指す。

※2 「物理的な影響」とは、身体的な影響のほか、金品をたかられたり、隠されたり、嫌なことを無理矢理させられたりすること等を意味する。

◎いじめ類似行為の定義（「新潟県いじめ等の対策に関する条例 第2条2項」より）

「いじめ類似行為」とは、「児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該児童等が当該行為を知ったときに心身の苦痛を感じる蓋然性の高いもの」※とされている。

※ 具体的ないじめ類似行為の例

- ・インターネット上で悪口を書かれた児童生徒がいたが、被害児童生徒がそのことを知らずにいるような場合など

◎特に**重大事態が発生した場合**には、県教育委員会と連携しながら対応し、必要に応じて所轄の警察署等の関係機関にも通報します。

重大事態の定義（「いじめ防止対策推進法 第28条」より）

- 一 いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。
- 二 いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあるとき。

◎本基本方針には、「新潟県立小千谷高等学校いじめ防止行動計画」を設け、教職員はその計画に基づいて基本方針の実践に努めていきます。

1 組織的な対応に向けて

- 「いじめ防止対策委員会」を組織し、様々な教育活動を通じた未然防止対策を行うとともに、いじめが疑われる事態を把握した際には、解決に向け組織的に対応します。
- いじめをはじめとする生徒指導上の諸問題に関する校内研修を年間計画に位置づけ実施し、全ての教職員の共通理解を図るとともに、具体的対応力の向上を図ります。

2 いじめの未然防止に向けて（発達支持的生徒指導、課題未然防止教育）

- 全ての生徒に対して、人権教育や市民性教育を通じて、「多様性を認め、他者を尊重し、互いを理解しようと努め、人権侵害をしない人」に育つよう、計画的な指導を実践します。
- 生徒一人一人に対して、豊かな心を育み、道徳性を身につけさせることを通して、「いじめを許さない心、起こさない力」を育成し、日常のトラブルの解決が図れるよう、計画的な指導を実践します。
- 生徒一人一人が、意欲をもって学校の様々な教育活動に取り組めるよう、「集団づくり」や、「わかる授業」への取組を充実させます。
- 教職員の言動が、生徒を傷つけたり、他の生徒によるいじめを助長したりすることがないように、教職員の人権感覚を磨くとともに、指導に細心の注意を払います。
- インターネットのもつ利便性と危険性を理解させながら、情報機器の適切な使い方について指導します。

3 いじめの早期発見に向けて（課題早期発見対応）

- いじめは、大人が気づきにくく判断しにくい形で行われるということを、教職員一人一人が強く認識します。
- 生徒の声に耳を傾け、生徒の行動を注視し、生徒の些細な変化を見逃さないようにします。
- いじめの疑いがあることを認識した場合には、決して一部の教職員が抱え込むことなく組織的に対応します。
- 日頃から生徒との信頼関係を深め、生徒がいじめを相談しやすい体制を整えます。
- 日頃から保護者との信頼関係を深め、保護者との情報共有に努めます。
- 生徒、保護者、地域からのいじめに関する相談・通報の窓口を明確にします。

4 いじめの解消及び再発防止に向けて（困難課題対応的生徒指導）

- いじめを受けた生徒及びいじめの疑いを知らせてきた生徒を徹底して守り通し、当該生徒や保護者の立場に立って対応します。
- いじめを行った生徒については、保護者の協力を得ながら、当該生徒が抱えている問題とその心に寄り添いながら、丁寧に指導します。
- いじめを見ていた生徒に対しては、自分の問題として捉えさせ、いじめは絶対に許されない行為であり、傍観せず、報告や相談等によりいじめを止めさせようとする態度を育成していきます。
- いじめを認知した生徒が安心して伝えられる学校（環境）づくりに取り組み、伝えた生徒への見守りを行います。
- 解消した後も、いじめを受けた生徒、いじめを行った生徒の双方を継続的に見守り、良好な人間関係の構築・維持に努めます。

令和3年8月23日改定

令和6年9月24日改定